平成31年第1回

宇佐・高田・国東広域事務組合議会定例会

会 議 録

平成31年第1回宇佐・高田・国東広域事務組合議会(定例会)会議録

1. 平成31年第1回宇佐・高田・国東広域事務組合議会定例会は、3月8日 宇佐市議会議事堂に招集され、午後3時5分に開会された。

2. 応(不応)招議員及び出席並びに欠席議員(出席12名・欠席0名)

議席番号	氏 名	出席等の別	議席番号	氏 名	出席等の別
1	辛島光司	出席	7	河野徳久	出席
2	中島孝行	出席	8	安東正洋	出席
3	佐 田 則 昭	出席	9	菅 健雄	出席
4	高橋宜宏	出席	1 0	宮園正敏	出席
5	斉 藤 文 博	出席	1 1	元永安行	出席
6	浜 永 義 機	出席	1 2	丸小野 宣 康	出席

3. 会議録署名議員

6番 浜 永 義 機 議員 10番 宮 園 正 敏 議員

4. 事務局職氏名

事務局長 久保文典 課長 岸上隆信 書記 甲斐繁彦

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

管 理 者 宇佐市長

是 永 修 治

副管理者 豊後高田市長 佐々木 敏 夫

副管理者 国東市長 三河明史

会計管理者 宇佐市会計管理者 江口弘和

- 6. 議事日程 別紙のとおり
- 7. 会議に付した事件 別紙のとおり

8. 会議の開会等時間

開会午後3時 5分休憩午後3時10分再開午後3時15分休憩午後3時18分再開午後4時16分

9. 会議の経過 別紙のとおり

平成31年第1回宇佐・高田・国東広域事務組合議会定例会

会期及び議事日程

会 期 3月8日(1日限り)(案)

日 程 3月8日(金) 15時開会

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 議長の選挙

日程第 5 諸報告

日程第 6 議案上程(議第1号)

日程第 7 提案理由及び議案説明

日程第 8 一般質問

日程第 9 議案審議(質疑・討論・採決)

平成31年3月第1回

宇佐・高田・国東広域事務組合議会定例会

提出議案

(平成31年3月8日)

議第1号 平成31年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計予算に ついて

第1回 宇佐・高田・国東広域事務組合議会定例会

平成31年3月8日(金)15時5分~

高橋副議長

皆さん、こんにちは。

議長が欠員でありますので、地方自治法第106条の規定により、 副議長の私が議長の職務を執行させていただきます。よろしくお願い いたします。

本会議に先立ちまして、先般、豊後高田市議会から本組合議会議員に選出されました議員各位をご紹介申し上げます。紹介されました議員はご起立をお願いいたします。なお、紹介後はご着席をお願いいたします。

今回、豊後高田市議会から選出されました、河野 徳久 君、安東 正洋 君、菅 武雄 君。以上3名の方々です。どうぞよろしくお 願いをいたします。

次に新議員の議席につきましては、議席の決定がなされるまで、議 事の進行上、仮議席を指定いたします。

続いて、先般行われました国東市長選挙において当選され、3月4日付けで組合副管理者に選出されました国東市長 三河 明史 氏よりご挨拶をお願いいたします。自席でどうぞお願いします。

三河副管理者

2月24日の国東市長選挙におきまして、三選を果たすことができました。また引き続き、議会の皆さんにはどうぞよろしくお願いを申し上げます。

高橋副議長

どうもありがとうございました。

ただいま、出席議員は12名で地方自治法第113条の定足数に達 しておりますので、議会は成立いたしました。

これより、本日をもって招集されました、平成31年第1回宇佐・ 高田・国東広域事務組合議会定例会を開会いたします。

議事日程はお手元に印刷配布のとおりでありますので、朗読を省略 いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者ほか関係者の出席を求めましたので、ご了承をお願いいたします。

日程第1、議席の指定を行います。

今回選出されました議員の議席指定を議題といたします。今回選出されました議員の議席は議長において指定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、今回選出されました議員の議席は、議長において指定をいたします。

7番 河野 徳久 君、8番 安藤 正洋 君、9番 菅 武雄 君。以上でございます。

新議席にご着席をお願いいたします。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により議長において、 6番 浜永 義機 君、10番 宮園 正敏 君を指名いたします。

日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これ にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第4、これより議長の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、投票による方法と議員中、異議がない場合は、指名推薦の方法があります。

このいずれによるかをお諮りいたします。

中島議員

議長。

高橋副議長

はい、2番 中島 孝行 君。

中島議員

2番の中島でございます。議長の選出についてでありますが、各市から選考委員を1名ずつ選んで協議していただき、そして指名推薦でしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

高橋副議長

ただいま、2番 中島 孝行 君から、議長の選挙については、指 名推薦によられたいとの発言がありました。

お諮りいたします。議長の選挙は、指名推薦によることにご異議ご ざいませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることが決定いたしました。

お諮りいたします。指名推薦の方法は、各市から1名の選考委員を 出し、選考委員会で推薦する方法にしたいと思いますが、これにご異 議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、指名推薦の方法は、各市から1名の選考委員を出し、その 選考委員会で推薦することに決定いたしました。

選考委員会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。選考委員は、別室へお集まりください。

(休憩)

高橋副議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、別室において選考委員会を開催いたしました。

その結果につきまして、選考委員長の12番 丸小野 宣康 君より報告いたします。

丸小野議員

はい。選考委員長をおおせつかりました12番 丸小野 宣康 でございます。

別室において選考委員会を開催し、過去の経緯、諸般の情勢等、慎重に協議いたしましたところ、豊後高田市から選出されております8番 安東 正洋 議員を議長に推薦することに決定いたしましたので、ご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

高橋副議長

はい、ありがとうございました。

お諮りいたします。

ただいまの報告のとおり、豊後高田市から選出の8番 安東 正洋 君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま議長に選出されました安東 正洋 君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

議長当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

安東議長

私は3月1日、豊後高田市の議員として、臨時議会の中でまず、広域議員にいきなさいという推薦を受けました。よってその3名の中から、この委員会に出てきたわけでございますけど、また今日は光栄にもですね、皆さま方のおかげで議長をやれというような指示がございまして、誠に恐縮に存じておるとこでございます。

今日も先ほど、皆さんと全員協議会いたしましたけど、非常に難しい難題に今、差し掛かっておるなというような気持ちがしておるところでございます。

よって、気を引き締めながら今回の議長をお受けしたいというふう に思っておる次第でございますので、どうかよろしくお願いを申し上 げます。 高橋副議長

ありがとうございました。

ここで議長を交代させていただきます。ご協力ありがとうございま した。

新議長が誕生いたしましたので、事務打合せのため、暫時休憩をいたします。

(休憩)

安東議長

はい、それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。 これより議事に入ります。

日程第5、諸般の報告を求めます。

久保事務局長

はい、議長。

安東議長

事務局長 久保 文典 君。

久保事務局長

はい。皆さまこんにちは。事務局長の久保でございます。

平成30年11月定例会から今期定例会までの事務報告は、お手元に印刷配布しておりますので、それによりご了承をお願いいたします。 以上です。

安東議長

日程第6、議第1号を上程し、議題といたします。

日程第7、提案理由並びに議案説明について提案理由の説明を求めます。

是永管理者

議長。

安東議長

はい、管理者 是永 修治 君。

是永管理者

はい、皆さんこんにちは。管理者の是永でございます。議第1号の 提案理由についてご説明をいたします。 議第1号は平成31年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計予算案 でございます。本年度の予算総額は1億250万円で、前年度当初予 算と比較しますと5億1,600万円の減額となっております。

歳入につきましては、市負担金7,449万5千円、繰入金2,8 00万円が主なものであります。

歳出につきましては、議会費33万6千円、総務費6,238万9 千円、衛生費3,776万9千円、予備費200万6千円となっております。

総務費のうち、負担金補助及び交付金5,730万円は、各構成市からの派遣職員の人件費であります。

衛生費の委託料のうち、「循環型社会形成推進地域計画等策定業務」 543万4千円は、ごみ処理施設整備に対し、国の交付金を受ける上 で必要な業務であり、既計画の計画期間が平成31年度に終了するこ とから、平成31年度中に国へ変更承認申請を行い、引き続き交付金 を受けられるよう変更手続きを行うものであります。

また、「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」につきましても、見直した「循環型社会形成推進地域計画」との整合性を図る必要があるため、併せて見直し策定業務を委託するものであります。

工事請負費の「施設法面維持補修」 2 0 0 万円は、ごみ処理施設建設用地の法面が災害等で崩壊した際の補修費であります。

負担金補助及び交付金のうち、「地域活性化交付金」 1 5 0 万円は、地元地区を含め周辺地区 1 5 地区に交付するもので、「まちづくり交付金」 2,650万円は、西大堀地区が策定したまちづくり計画に伴い交付するものであります。

以上ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

安東議長

以上で提案理由並びに議案の内容についての説明は終わりました。

日程第8、これより一般質問を議題といたします。 発言の通告書の提出がありますので、発言を許可します。

4番 高橋 宜宏 君。

高橋議員

はい、議長。

安東議長

はい。

高 橋 議 員

皆さんこんにちは。先ほどから大変お疲れ様です。 4 番の高橋 宜 宏です。質問に先立ち、一言お祝いを申し上げます。

菅 武雄 議員、河野 徳久 議員、安東 正洋 議員が2月10 日に行われました豊後高田市議会議員選挙で当選を果たし、新たに広域事務組合議員に選出されました。どうぞよろしくお願いいたします。

また、菅議員はこの度の豊後高田市議会議長に選出されました。重ねてお祝いを申し上げます。

更に三河副管理者におかれましては、2月24日に行われました国 東市長選挙におきまして、三期目の当選を果たされました。併せてお 祝いを申し上げます。

さて、今回の質問は要点を絞り、広域ごみ処理場建設の肝の部分である正副管理者の合意事項と不合意事項についての1項目のみの質問をいたします。

平成30年11月定例会から今期定例会における間に3回の正副管理者・副市長会議が開催されていますが、その後、三者の間で歩み寄りはなされたのでしょうか。具体的に合意事項は何なのか。また、合意できていない事項についてはその要因をお聞きしたいと思います。

以上で初回の質問を終わります。

安東議長

はい。高橋 宜宏 君の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。

是永管理者

はい、議長。

安東議長

はい。管理者 是永 修治 君。

是永管理者

管理者の是永でございます。4番 高橋議員の一般質問にお答えをいたします。

1項目め、「正副管理者の合意事項と不合意事項について、具体的に合意事項は何なのか。また合意できていない事項については、その要因をお聞きしたい」についてでありますが、これまでの検討課題としましては、一つ目は災害廃棄物について、二つ目はごみの減量目標について、三つ目は推計ごみ量の設定時期について、四つ目は前処理・

絞り機について、五つ目は排ガス基準について、六つ目は発注方式について、七つ目は入札方式について、そして最後に八つ目に一者入札について、全8項目の検討課題を挙げ、議論を行っております。

昨年11月、組合議会定例会以降の正副管理者・副市長会議では、 議会で頂きましたご意見も踏まえ、3回にわたり各検討課題の歩み寄 り議論を進めてまいりましたが、現時点で意見一致をみているのは2 項目め、ごみの減量目標についてであります。

具体的な内容としましては、抑制目標を従来の10%削減から1 2%削減に見直し、ごみの減量化を推進するというものであります。

また、歩み寄り議論を進める中で、この8項目の検討課題とは別に 議員からのご意見を踏まえ、近年の建設事例を調査いたしましたとこ ろ、処理方式についてストーカ方式にこだわらず、溶融方式も加えた 複数の処理方式による入札を行っている事例がありましたので、その 有効性についても新たに調査研究を進めてまいりました。

このような経緯からこれまでの課題に対する詳細な調査や、新たな研究、調査研究に一定の期間を要し、その調査を元に議論を深めていることから、現時点において三者合意に至っていない状況であります。 以上でございます。

安東議長

以上で高橋議員の一般質問に対する執行部の答弁は終わりましたが、再質問があればごれを許可します。

高 橋 議 員

議長。

安東議長

はい、高橋 宜宏 君。

高 橋 議 員

それでは正副管理者の合意事項と不合意事項について、再質問いた します。

合意しなければならない主な検討課題が8項目ある中で、合意事項が僅かに1項目と聞いております。それも昨年2月19日の議会で契約案件が否決されて以来1年以上経ち、既に正副管理者・副市長会議を合計8回も行っているにもかかわらずです。昨年11月22日に開催された第3回定例会でこの問題を質問したんですけれども、その後も一歩も進んでいないことに対し大変心配をしています。

と申しますのも、まず意見の一致をみて、発注業務をして業者が決まるまで約1年、業者決定から設計期間にまた1年、工事に約2年掛かる、つまり発注業務から計4年は掛かるわけです。7項目の不合意事項について、先ほども交渉中なので非開示とのことですけれども、これ日本は民主国家でもありますし、この圏域の住民の知る権利もございますんで、ある程度の情報は公開してほしいと思っております。

まず1項目めの災害廃棄物についてですが、どういう内容で不一致 なのかお尋ねをいたします。

久保事務局長

(挙手)

安東議長

はい、事務局長。

久保事務局長

事務局長の久保でございます。高橋議員の再質問にお答えいたします。

一つ目の災害廃棄物につきましては、災害が発生した場合のごみ処理対応としまして、新しく建設する施設において適切に処理できる範囲まで稼働日数を増やすことで対応したらどうかという案がございます。それと、現在ある既存施設を残して、それで災害発生時はその既存施設で対応したらどうかとする案の二つの意見が今、出ております。

現在は、一度休止した既存施設を再び稼働し災害時に対応することが可能なのか、その有効性を含め調査研究を行っているところでございます。以上です。

高 橋 議 員

議長。

安東議長

はい、高橋 宜宏 君。

高 橋 議 員

私の記憶では当初ですね、災害ごみ7トン、それからプラス一般ごみ115トンで、これ280日計算をしていたと思っておりますが、これ稼働日数を増やすことによって災害ごみを別枠で考えなくてもいいという、そういう考えだったと思うんですけれども、どれぐらいの稼働日数を増やす考え方なんですか。

久保事務局長

(挙手)

安東議長

はい、事務局長 久保 文典 君。

久保事務局長

はい、お答えします。

おっしゃられますように、稼働日数を適正に処理できる範囲まで増 やすということで、年間300日程度を考えております。以上です。

高橋議員

議長。

安東議長

はい、高橋 宜宏 君。

高 橋 議 員

前回が280日でしたから、20日程度増やすということなんですね。それから色んな考え方があると思うんですけど、既設のごみ焼却場はどうするおつもりなんですか。

久保事務局長

(举 手)

安東議長

事務局長 久保 文典 君。

久保事務局長

はい、お答えします。

既設のごみ処理施設につきましては、構成市の取扱いとなりますので、回答は差し控えさせていただきますが、一般的な考え方としましては、新しい施設が完成しましたら既存施設は不要になると思われますので、取壊す方向になると考えられます。

ただ、国東市の施設につきましては、中継施設としての関連施設と して利用を考えておりますので、管理棟など一部の施設につきまして は、それをそのまま活用する計画としております。以上でございます。

高 橋 議 員

議長。

安東議長

はい、高橋 宜宏 君。

高 橋 議 員

佐々木副管理者はですね、昨年12月27日の大分合同新聞で、こ

ういうふうにコメントをされていました。

災害ごみが発生した場合は、既存施設で処理すればいい。これはそういう見解でよろしいですか、佐々木副管理者。

佐々木副管理者

(挙手)

安東議長

はい、佐々木副管理者。

佐々木副管理者

災害ごみが7トン発生した場合、豊後高田市の廃止になるプラント を有効活用して、費用の掛からない方向で対応したいということで協 議をしてまいっております。

高 橋 議 員

議長。

安東議長

はい、高橋 宜宏 君。

高 橋 議 員

その考え方も面白いんですけど、ちょっと心配がですね、この災害が起こったときに、その休止していたその旧焼却場が果たして稼働できるかの問題とですね、またそもそも大災害に持ちこたえられるのかという問題がありますけれども、それについてはどうですか。

佐々木副管理者

(挙手)

安東議長

はい、副管理者。

佐々木副管理者

これについてはメンテを1か月に1度、電気を通したりオイルを点検したりして、いつでも稼働できるように安価でできると思っております。また、災害に対応して何年ももつのかということでありますが、高田のプラントも国東のプラントも宇佐のプラントも、毎年1年にかなりの額でメンテを行っております。それがどのプラントを稼働しても掛かる費用だと思っております。

高 橋 議 員

議長。

安東議長

はい、高橋 宜宏 君。

高 橋 議 員

それについて是永管理者はどういうふうにお考えですか。

是永管理者

(挙手)

安東議長

はい、管理者 是永 修治 君。

是永管理者

はい、高橋議員の再質問にお答えいたします。

今言ったように、副管理者からそういうご提案があっていますので、 そういうことが可能かどうかというのは、事務局に調査をさせていた だいてますので、その調査結果を踏まえてここはじっくり議論をした いと考えております。以上です。

高 橋 議 員

(挙手)

安東議長

はい、高橋 宜宏 君。

高 橋 議 員

今、事務局は調査中ということですか。調査結果は出てますか。

久保事務局長

(挙手)

安東議長

はい、事務局長 久保 文典 君。

久保事務局長

はい、お答えします。

先ほどおっしゃられたようにですね、災害が起こったときに休止していた既存の焼却場が果たして稼働するのかというところにつきましては、やはり維持管理費用がですね、別途掛かるかもしれませんけれども、日頃からのメンテナンスが定期的に行うなどして稼働できるように努めていかなければならないと考えております。

その点で今、詳細なところは調査をしているところでございます。 以上です。

高橋 議員

議長。

安東議長

はい、高橋 宜宏 君。

高 橋 議 員

普通に考えてですね、災害ごみ、いつ起こるか分からない災害ごみのために、既存の焼却場をずっとこう維持管理していくというのは、コストの面からでもちょっとこう、私にとっては疑問が残るんです。で、むしろその、先ほどの事務局の答弁でございましたけれども、稼働日数を20日程度ですね、増やすことで対応することのほうが、より合理的だと、これ私の私見です。そういうふうに思っております。

それからですね、先ほどの答弁では2項目めのごみ減量目標については合意事項で、10%の減量から12%の減量へと数値目標を引き上げたということです。これは私も賛成です。

それから次に3項目めの推定ごみ量の設定時期については、これは またお聞きしますけれども、どういう点で不一致なのでしょうか。

久保事務局長

(举 手)

安東議長

事務局長 久保 文典 君。

久保事務局長

はい、お答えします。

推定ごみ量の設定時期につきましては、先ほどの災害廃棄物の取扱いと非常に関連をいたします。その関係で、施設規模を決める重要な点でございますので、災害廃棄物が発生した場合の処理の考え方によってまた影響してきますので、その取扱いが決定した後にまた設定の時期を決定してまいりたいと考えております。以上です。

高 橋 議 員

議長。

安東議長

はい、高橋 宜宏 君。

高 橋 議 員

供用開始時に設定と、もっと先にすべきとの違いがあるというふうに聞いておりますけれども、これもあんまりこだわるべき問題ではないような気がします。これも私見を述べればですね、行政の行うハード・ソフトの事業というのは、余り不確定要素を取り入れるべきでは

ないと私は考えておりますので、供用開始時に設定したほうが、より これも合理的だというふうに私は今考えております。

4項目めの前処理、これ絞り機についてですね。前回、昨年11月22日の議会の一般質問ではプラントメーカー、環境省が推奨する技術支援団体についても意見を伺っている、その意見につきましては正副管理者会議の中で報告させていただいているところと答弁を頂いております。プラントメーカー、環境省が推奨する技術支援団体はどのように言っているんでしょうか。

久保事務局長

(挙手)

安東議長

はい、事務局長 久保 文典 君。

久保事務局長

はい、お答えします。

この前処理について、プラントメーカーや環境省が推奨する技術支援団体の意見をお伺いしました。前処理としてごみを絞っても、絞って出た水は廃棄物であるということでございます。これはやはり廃棄物として処理する必要があり、一般的にはこの同じ焼却する炉内に投入して処理しているとのことでございます。そして、そういうふうにするのであれば、固形分も、また水分も同じ炉で処理することになりますので、絞っても絞らなくても処理規模は変わらず規模縮小にはならないということを言われております。

また絞った水をですね、ごみ処理施設以外の排水処理施設で処理するということができれば、規模の縮小が可能であるんですが、その設備の整備費に費用が掛かることになりますので、コスト縮減にはならないということを言われております。

また含水率がですね、近ごろのごみは50%程度ということで言われておりますので、絞っても余り脱水ができないというふうに言われております。コスト縮減を目的とした絞り機は、こちらのプラントメーカーや環境省の推奨する技術支援団体からは、こういった意見を頂いておるところでございます。

ただ、今回の調査意見とは別にまた、有効な方向もあるのではないかとのご指摘を受けておりますので、現在引き続き調査研究を進めているところでございます。以上です。

高 橋 議 員

議長。

安東議長

はい、高橋 宜宏 君。

高 橋 議 員

今、環境省が推奨する技術支援団体についての意見をお伺いしましたけれども、これは佐々木副管理者はこの点についてどうお考えですか。今のその技術支援団体のその調査結果について。

佐々木副管理者

はい。

安東議長

はい、副管理者 佐々木 敏夫 君。

佐々木副管理者

水分を含んだごみと、絞ったごみ、絞った水、この問題でありますが、絞って燃やした後に水を燃やすということで、1と1は2だということは、私は成り立たないと思っております。

それと絞ったごみを燃焼させて、その中に絞った汚水を入れる場合ですね。余熱で100度以上に温度を上げることで、水蒸気化することも考えられますので、1と1が2になるという、そういう考え方はあり得ないと信じておりますので、よろしくお願いいたします。

高 橋 議 員

議長。

安東議長

はい、高橋 宜宏 君。

高 橋 議 員

当初、佐々木副管理者のこのアイデアは私も面白いなと思って、色んなプロの方に私もお尋ねしたんですけどね、やっぱりどの方に聞いてもこれはちょっと問題が多いなというようなご指摘だったんですよ。で、私も例えば排水問題とか汚水の臭いの問題とか、地元の方にまた迷惑を強いるようなことにもなりかねませんので、この辺は何らかの形で収れんさせていってほしいなと。これも私の私見です。

それから 5 項目めの排ガス基準について。これについても不一致の 内容を教えていただきたいと思います。 久保事務局長

(挙手)

安東議長

はい、事務局長 久保 文典 君。

久保事務局長

はい、お答えします。

排ガス基準につきましては場内で、すいません、県内で最新の藤ケ谷清掃センターと同等の基準ということで以前、設定をいたしておりました。で、その基準がですね、環境省の示す基準よりも高いということで、事業費の高騰を招いているのではないかということの意見を頂きました。それで検討を行っているところであります。検討に当たりましては、基準が高いか低いかにより、建設コストにどのような影響を及ぼすかということで、異なる基準ごとの建設コストを調査をいたしました。その結果、メーカーにより多少の違いはあるものの、大きな差はないということの調査結果となっております。現時点においてはまだ三者合意には至っておりませんが、以上のような結果でございました。

高 橋 議 員

議長。

安東議長

高橋 宜宏 君。

高 橋 議 員

これも佐々木副管理者はやっぱコスト面にこだわられたんだと思うんですよ。ただ佐々木副管理者、これもね、管理者の思ってることは私はいい考え方だと思って、私も支持したいんですけれども、調査結果がですね、あんまりコスト面で変わりがないということになればね、それは高い、藤ケ谷ですかね、基準に合わせたほうが私はこれもいいんじゃないかなと思っておる、これも私の私見です。

それからですね、6項目めの発注方式について。これも事務局長、 一致しない内容を具体的に教えていただきたいと思います。

久保事務局長

(挙手)

安東議長

はい、事務局長 久保 文典 君。

久保事務局長

はい、お答えします。

発注方式につきましては、従来の発注方式でありました設計から施工・運営までを一括して行うDBO方式が入札参加者の、入札参加する事業者の減少を招いているんではないかということで、意見を頂きました。発注方式の見直しを現在検討しておるところでございます。

これまで出されている意見としましては、これまでと同様のDBO方式を含めまして、設計と施工とそれから運営を分離したDBプラスO、設計・施工と運営の分離ですね、DBプラスO方式と、設計・施工の施工分から更に工種を分け分割して発注してはどうかなど意見が出されております。

現在は他市の先進地事例に基づく調査を行いながら、それぞれの特徴について調査研究を行っておるところでございます。以上です。

高 橋 議 員

(挙手)

安東議長

はい、高橋 宜宏 君。

高 橋 議 員

競争性が促進されるということで、私もDBO方式からDBとOを分離する方式のほうがいいというふうに考えております。これも佐々木副管理者もそういう意見だったと思うんですけれども。

あと細かにですね、分離するとかっていう話も聞いていますが、これ管理者、是永管理者は本当に影響がないところ、例えば、多目的広場や外構部などの部分は分離発注してもいいというふうに聞いておりますが、それは間違いないですか。

是永管理者

はい。

安東議長

はい、管理者 是永 修治 君。

是永管理者

高橋議員の再質問にお答えいたします。

DBO方式からDBプラスO方式にしようというところではです ね、おおむね正副管理者の方向性はですね、そういう方向だと私自身 は認識をしております。

そしてそのDBの中で、なおかつ分離分割発注ができないかという

ところを今、協議をしていると、そういった段階でございますので、 私自身の考えは今ここでは、ちょっとこういうことは差し控えたいと 思いますけど、そういったところが今議論になってるということでご 了承を願いたいと思います。以上です。

高 橋 議 員

議長。

安東議長

はい、高橋 宜宏 君。

高 橋 議 員

これについて佐々木副管理者はどうお考えですか。

佐々木副管理者

はい。

安東議長

はい、副管理者 佐々木 敏夫 君。

佐々木副管理者

正副管理者の会議の中で、DBプラスOという方向で、一つの案としては取り上げていただいております。そういうことで、経費が安くなるのではないかということと、DBOになりますと設備の経費の基準が見えない。DBOになると一つひとつの経費が分かりやすく、県の設計基準等に照らしても明白になるということで、設計金額に大きな影響、そして地元企業の育成、また競争性を担保できるということで、私はDBプラスOがいいのかなと、こう思っております。

高橋 議員

(挙手)

安東議長

はい、高橋 宜宏 君。

高 橋 議 員

DBプラスOで発注というのは、何ら、是永正管理者、それから三河副管理者とも不一致ではないんじゃないですか。更に細かい分離発注を副管理者は、佐々木副管理者が考えているというふうに私聞いたんですけど、そうではないんですか。佐々木副管理者。

佐々木副管理者

はい。

安東議長

はい、副管理者 佐々木 敏夫 君。

佐々木副管理者

そのように正副管理者では意見がありまして、そういう中で溶融方式というものが競争性の中で出てきて、今のところ、そこの事務局で整理をしておるというような状況であります。

高 橋 議 員

議長。

安東議長

はい、高橋 宜宏 君。

高 橋 議 員

いわゆるDBO方式でいくのか、DBプラスOでいくのかというのは今、話を聞いたら、もうそれ一致してるというような感じがしたんです。でね、更に細かく分けるというのは私ね、正直言ったら反対なんです。私、この世界でど素人ですけれども、よく聞きます。細かい分離発注はコストが高くなるというふうに聞いてますんでね、余り細かい分離発注をせずに、DBプラスOぐらいでもう一致を見出してほしいと。これ、私の要望で結構です。

それからですね、7項目めの入札方式について。これはどういう点で不合意ですか。

久保事務局長

(举 手)

安東議長

はい、事務局長 久保 文典 君。

久保事務局長

はい、お答えします。

入札方式、入札・発注方式ですけれども、以前は、先般の入札につきましては、環境省が推奨する総合評価方式にて行ってまいりました。ただ、総合評価方式につきましては、その評価の内容が分かりづらい、そして入札手続きに不透明感があるなどの意見を受けました。このことから、客観的に分かりやすい入札方法に向けて検討を行っているものでございます。これにつきましては、総合評価方式によらず価格競争による条件付一般競争で行う方式や、指名競争入札にて行ってはどうかとの意見が出ております。

現在は他市の先進地事例に基づく調査を行いながら、それぞれの特

徴について調査研究を行っているところでございます。以上です。

高 橋 議 員

議長。

安東議長

はい、高橋 宜宏 君。

高橋 議員

前回が総合評価方式だったわけです。それからこれはですね、発注 側が意図すればですよ、自分の思うように誘導できるという不透明感 は確かにあります。私はあんまり賛成じゃなかったんです。

で、今回価格競争に力点を置いた条件付一般競争入札ということで、 私は前回の総合評価方式よりこっちのほうがいいというふうに思って ますが、佐々木副管理者は、なんか指名競争入札ということを。何か こだわっている理由はございますか。

佐々木副管理者

はい。

安東議長

はい、副管理者 佐々木 敏夫 君。

佐々木副管理者

総合評価方式、これでいきますと入札の条件を付けられると、その条件を満たさない業者は指名に入れません。先ほどお話した部分もありますが、指名競争入札であれば、先のこの議会でもお話がありましたように、全業者を参加していただくという。全業者を指名すれば全業者に権利があるわけで。そういう意味では、広く門戸を開く意味で指名をしていただいたらいいのかなと、こう思っております。

今現在、5者にするか9者にするか15者にするか、どのようにしたらいいのかという具体的な案も出てきておる中で、先の議会でお話したような全者が入れるような状況にはないと、こう思っております。

高 橋 議 員

議長。

安東議長

はい、高橋 宜宏 君。

高 橋 議 員

8項目めの一者入札についてですが、昨年11月22日の第3回定例会において、是永管理者へ佐々木副管理者の提出した「ごみ処理場

建設に係る豊後高田市としての考え方」の中で、「現実に一者入札となった場合は、一旦入札を中止し、要件を改めて再度入札にかけるべきである」との考え方をお聞きしたところ、「現実に一者入札となった場合は、一旦入札を中止し、要件を改めて再度入札にかけるべきである、全く同感であります。今そこから先、更にそこから先に色んな条件があるところを、今まだ協議をしておるという段階でございます。」との答弁でした。その先の協議は具体的にどういう状況で膠着してるんでしょうか。

久保事務局長

(挙手)

安東議長

事務局長 久保 文典 君。

久保事務局長

はい、お答えします。

一者入札、入札参加事業者が1者であった場合ということでございます。一度は入札を中止し、市場の調査を行った上で仕様書等を再検討して、参加者の増加に向けた努力を行ったうえで、再度入札を行うとする案が一つでございます。

そして、入札参加事業者が複数になるまで何度でも入札をやり直すという案が、もう一つございます。現在はこの案についての検討を行っておるところでございます。まだ三者の意見の一致というところには至っておりませんので、引き続き協議を行っているところでございます。以上です。

高橋 議員

議長。

安東議長

はい、高橋 宜宏 君。

高 橋 議 員

佐々木副管理者は、指名競争入札で一者入札だったらどうなさると 言ってるんですかね。どうぞ。

佐々木副管理者

はい。

安東議長

はい、副管理者 佐々木 敏夫 君。

佐々木副管理者

事務局の話によりますと、一者入札は分かった段階で中止しますと。 再度、先ほどお話した状況を鑑みて、再度、同一業者が1者になって も契約はできるという話であります。私は一者入札で中止したら、そ の業者は指名を外して別な業者で指名を組んでほしいと。そうすると、 継続とかいう言葉もないし、複数の人が名乗りを上げていただけるん じゃなかろうかと。こういうことであります。

高 橋 議 員

(挙手)

安東議長

はい、高橋 宜宏 君。

高橋 議員

佐々木副管理者は指名競争入札を推奨されていましたが、一者入札 に指名された業者で一者入札の場合は、その1者を除いたまた業者で 指名を組むということですか。

佐々木副管理者

はい。

安東議長

はい、副管理者 佐々木 敏夫 君。

佐々木副管理者

事務局の話では、私と話す時にですね、一者入札で中止をしてまた 再度入札にかけて1者だったらどうしますか、その次も1者だったら どうしますか、ずーっと1者だったらどうしますか、これが事務局の 言葉です。あり得ない言葉を。だから、本当の安価で正常な入札を事 務局は考えてないと言い切れると思っております。

高 橋 議 員

議長。

安東議長

はい、高橋 宜宏 君。

高 橋 議 員

その指名競争入札で1者しか応札しないというケースで、その1者を取り除いて次にまた指名を組むということだとすればですよ、こういうことは考えられませんか。私、その話を聞いた時にですね、例えば、善良な1者、業者がいたとしますね。今回、もう利益率を抑えて

でも獲りたいと。いこうとしてるときに、残りの指名の業者がですね、 結託して、「じゃあみんな参加しめえや」と。するとこの善良な1者は 取り除かれるわけですよね。そういう心配はございませんか。

佐々木副管理者

はい。

安東議長

はい、副管理者 佐々木 敏夫 君。

佐々木副管理者

八代の入札の経過をみますと、溶融方式では2者参加しておりますが、ストーカ方式は1者しか参加しておりません。溶融方式を取り入れてなかったら1者です。そういうことを考えると、1者になって中止をして、またその人が次の指名に入るとすると、また遠慮してみんながその1者のために辞退するという可能性が大であるというふうに思っております。基本的には安くっていい品物を、そして地元の公害基準に適合するようなプラントができることを望んでおります。

高 橋 議 員

議長。

安東議長

はい、高橋 宜宏 君。

高 橋 議 員

1 者応札、入札にならないようにですね、私も前回、一般質問で申し上げました。やっぱりこれは事務局の熱意もあると思うんですよ。やっぱ業者にね、もう本当、何度も何度も足を運んでね、入札をしてもらう、それは一般競争入札、条件付一般競争入札が指名入札が分かりませんけれどもね、そういう熱意は持っておかないと。それはもう、いずれにしても一者入札になったら駄目なんですよね。それはそういう意味じゃ私、佐々木副管理者の気持ちも分からんでもないんですけれども。それはもう一者入札させないということを前提に頑張ってほしいというふうに考えております。

ところで今議会にですね、策定業務の予算案が上程されています。 この循環型社会形成推進地域計画と、一般廃棄物(ごみ)処理基本計 画。この計画書の申請は、改めて聞きます、いつ頃ですか。

久保事務局長

(挙手)

安東議長

はい、事務局長 久保 文典 君。

久保事務局長

はい、お答えします。

本議会に提案しております循環型社会形成推進地域計画等作成業務につきましては、本計画に基づく施設整備に対して国の交付金を受けられるものでございます。これまでも、この計画に基づき交付金事業として実施してきたところでございます。

しかし、この事業完了期限が31年度末、来年の3月ですね、に迫ってきたことから、平成31年度中に国に対して変更承認を受ける必要が生じてまいりました。

前回の申請時には、申請から承認までに要した期間が約4か月ほど掛かっております。そのため、31年度末、来年の3月までに承認を頂くためには、本年の11月までには申請をしなければならないということを考えております。以上でございます。

高 橋 議 員

議長。

安東議長

はい、高橋 宜宏 君。

高 橋 議 員

合意しなければならない 8 項目のうち、どの項目が合意していなければ、これ 1 1 月までに間に合わないのか、お聞きをいたします。

久保事務局長

(挙手)

安東議長

はい、事務局長 久保 文典 君。

久保事務局長

はい、お答えします。

この計画に盛り込む内容としましては、基本事項としまして対象の地域、計画期間、基本的な方向を示した上で、整備する施設の内容を記載する必要がございます。必要な合意事項としましては、この施設規模の問題となる1項目めの災害廃棄物についてのこと、そして2項目めのごみの減量目標についてのこと、そして3項目めの推計ごみ量の設定時期についてがまず規模について必要になってきます。

次に処理方式に、処理方法につきましては、関連する前処理・絞り機についてですね、と、5項目めの排ガス基準について。ここまでが意見が一致をする必要がございます。以上です。

高 橋 議 員

議長。

安東議長

高橋 宜宏 君。

高 橋 議 員

先ほどの答弁で、計画書の申請が11月とのことですけれども、申請するためにはいつまで合意しなければならないのか、そのタイムリミットをお聞きいたします。

久保事務局長

(挙手)

安東議長

はい、事務局長 久保 文典 君。

久保事務局長

はい、お答えします。

この計画にはですね、どのような施設を、どの期間にどのくらいの事業費で造るかということを記載しなければなりません。ということは、三者の合意が整った後、この施設の建設に対しましてどのくらいの費用が掛かるのか、この積算をする必要がでてまいります。この積算にはプラントメーカーからやはり見積りをとることになりますので、その見積り徴取期間を考えますとやはり、本年の8月末までぐらいには、8月頃までには合意に至っていないと申請に間に合わないということで、事務局としては考えておるところでございます。以上です。

高 橋 議 員

議長。

安東議長

高橋 宜宏 君。

高 橋 議 員

それではですね、この計画書が11月に申請しなければならないということなんですけれども、これに間に合わなかったらどういうペナルティというか、どういったことが考えられますか。

久保事務局長

(举手)

安東議長

はい、事務局長 久保 文典 君。

久保事務局長

はい、お答えします。

この変更手続きがやはり遅れた場合には、今後のこの交付金事業に 影響が及ぼされる場合があると考えております。これまで受けており ます過年度の交付金、頂いておる交付金の返還につながる可能性が考 えられます。この事業が、やはり事業期間が来年の3月まででござい ますので、そこでもう途切れてしまいますので、やはりこの事業が引 き続き継続して計画されておるということを変更承認で承認していた だかなければなりませんので、その点を踏まえまして申請に間に合う よう努力してまいりたいと考えております。以上です。

高 橋 議 員

議長。

安東議長

高橋 宜宏 君。

高 橋 議 員

この一般質問で私なりにですね、合意事項と不合意事項の全容が少し分かってまいりました。ただ私は残念ながらですね、この場で調整をできるほど力を持ってません。そういう能力もありませんからそれはできませんけれども。ただ私はですね、大分地裁の家事、それから民事の調停員を約20年ほどやってきております。それから中津簡裁の民事の司法委員もやってきております。さまざまな調停事案・紛争事案を見てきてるわけですね。で、その時に、もう本能的に分かるんですよ。ああ、この事案はうまくいくなと。で、この事案は、これまですよ。ああいるという事案もよく分かります。というのがね、双方、一方でもですね、歩み寄りをしようという意識がないケースは、これはちょっと不調にしかならないんですね、厳しいないからね、調停とか和解とかいうのはですね、やっぱり互譲ができないもいらね、調停とかれば裁判という、裁判官が判断を下す裁判という制度もありますね。ところがこの広域事務組合でこれ、調整ができなか

ったらですね、退会というとんでもないことになるんです。これね、 三つの市長さんはそんな馬鹿な判断をするとは思えないんで、できれ ばこれ8月、5項目は8月までにどっか、どうか合意をしてですね、 調整をしていただいて合意をして、で、何とかまずその申請、11月 の申請には間に合わせていただきたいというふうに思います。

昨年の12月28日の大分合同新聞のインタビューで、三河副管理者がこう言ってましたね。期限を決めて話し合ったほうがいいと。そして是非、合意ができるよう三者が、ということだったんですけれども、私もね、とりあえずこの11月までに出さなきゃならない5項目も譲り合いの精神で8月までにまとめてほしいし、残りの3項目もですね、私はやっぱり互譲の精神・譲り合いの精神でですね、どうか、賢明な三人の市長さんですからね、まとめていってほしいというふうに、私はこれ、そういう気持ちです。

だから是永管理者から三人の方々にですね、ちょっとその決意・気 持ちをちょっと聞いてみたいと思います、はい。

是永管理者

はい、議長。

安東議長

はい、管理者 是永 修治 君。

是永管理者

はい、高橋議員の再質問にお答えをいたします。

今議会において、循環型社会を形成・推進するというですね、地域 計画の予算をご提案をしてるとこでございますので、そのスケジュー ルに沿ってですね、正副管理者会議で合意できるように努力してまい ります。以上です。

佐々木副管理者

(挙手)

安東議長

はい、副管理者 佐々木 敏夫 君。

佐々木副管理者

私は設計金額が高いということと落札金額が高いと。これは設備が 2分の1、国の補助、3分の1の補助、こういうものがありますが、 維持管理費は全て市民の金によるものだと、こう思っております。2 40億が高いのか安いのかと、こういうことで、高いということで1 年以上訴えてきましたけれども、全く耳を貸しません。そういう意味で、私は正副管理者の中で、豊後高田市に任せていただいたら180億以下で請負ってやりますよと。それをオーバーするなら豊後高田市でみていいですよと。これは正副管理者の中で発表しております。事務局長は、ああいいですよと。じゃあいいんですねと。いや、あなたが請負業者、プラントメーカーだったらいいですよと。そんなおちょくったようなことを言う事務局長で、まとまるのかどうかちゅうことですよ。こっちは真剣に安くするための意見を言ってるのに全て覆すんです。以上。

三河副管理者

(挙手)

安東議長

はい、副管理者 三河 明史 君。

三河副管理者

はい。

まとまらないと大変なことになりますので、先ほど議員が新聞で読まれたとおり、そのように答えておりますし、正副管理者会議の中でもそのような発言をいたしております。まとめるのは事務局ではなくて我々でありますので、意思が一つになれるように努力していきたいと思います。

高 橋 議 員

(挙 手)

安東議長

はい、高橋 宜宏 君。

高 橋 議 員

この合意事項、不合意事項の全容も少し明らかになってまいりました。

しかしながら、まだまだ道遠いという雰囲気もありますけれども、 しかしいずれにしても5項目はタイムリミットがありますんで、佐々 木副管理者さん、どうか少し歩み寄りをお願いいたしたいと思いまして、私の一般質問を終わります。以上です。

安東議長

はい。以上で全ての答弁は終わりましたので、これにて一般質問を 終結いたします。 日程第9、これより議案審議に入ります。

議案第1号「平成31年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計予算」 を議題といたします。

これより質疑に入ります。ただいまのところ、発言通告書の提出は ございませんが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。 討論を終結いたします。

これより議第1号について採決いたします。 お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議第1号は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしましたので、平成31年第1回宇佐・高田・国東広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労様でございました。

以上、会議の顛末を筆記し、その正当なることを認め、ここに署名をする。

平成31年3月8日

宇佐・高田・国東広域事務組合議会定例会

議 長 安東正洋

副議長 高橋宜宏

署名議員 浜 永 義 機

署名議員 宮園正敏